

金融機能の強化のための特別措置に関する法律について

〔目的〕 国の資本参加による金融機能の強化 地域経済の活性化、信用秩序の維持、国民経済の健全な発展

デフレ経済の長期化

- ・ 地域経済の活性化が重要
- ・ 貸出債権の不良債権化等

金融機関は、企業再生や不良債権問題への対応等のリスク対応のため、体力を高める必要

地域等における金融が十分な安心感をもって行なわれるよう、金融機関に国が資本参加

〔申請：平成20年3月末まで〕

下記の経営強化計画を提出し、右の基準を満たす金融機関

経営強化計画の内容

- ・ 収益性・効率性等の数値目標
- ・ 数値目標を達成するための方策
- ・ 責任ある経営体制の確立
- ・ 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- ・ 【基準値未満】経営責任及び株主責任の明確化
- ・ 【抜本的な組織再編成以外の場合】 目標未達成の場合の経営責任(結果責任)
- ・ 株式等の引受等を求める額等
 - リスクをとって地域等で金融機能を発揮するために十分な自己資本を国の資本参加によって確保。
 - なお、協同組織中央金融機関を通じた資本参加スキームも整備。

〔財源〕

預金保険機構の借入金等に対応
所要の政府保証枠の確保(16年度予算：2兆円)

国の資本参加の基準(株式等の引受け等の決定の要件)

抜本的な組織再編成の場合

〔合併、営業の全部譲渡等の場合(当事者の一方は基準値以上の場合に限る)〕

その他の場合

〔営業の一部譲渡や主要行と地域金融機関の合併等の場合、組織再編成を伴わない場合〕

収益性・効率性等の向上が見込まれること
収益性や効率性の相当程度の改善、不良債権の処理の進展が見込まれるか

計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
計画の円滑かつ確実な実施がなされるよう、準備等が進められているか

地域における金融の円滑化が見込まれることその他地域経済の活性化のために適切なものであること

〔信用供与の円滑化のための方策
地域経済の活性化に資する方策〕 について進捗が見込まれるか

公的資金の回収が困難でないこと(剰余金の積み上げの見通しや商品性等を勘案)

適切な資産査定がなされていること(会計監査人による監査等、検査による確認)

破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること

〔申請前の事業再構築努力(組織再編成、リストラ等(特に主要行については最大限の資本の自力調達努力がなされているか))を勘案

地域経済にとって存続が不可欠であること

【銀行】〔基準値未満の場合のみ〕
地域における役割及び資本の自力調達を勘案

【協同組織金融機関】 会員及び中央機関等からの出資、地域密着度を勘案

資本増強額が障壁除去に止まる場合には、組織再編成特措法と概ね同様の要件で資本参加

金融機能の強化のための特別措置に関する法律について

1. 目的

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2. 枠組み

(1) 金融機関等は、平成 20 年 3 月 31 日までに、預金保険機構に対し、株式等の引受け等に係る申込みを行うことができることとする。

(注) 金融機関等には、銀行、協同組織金融機関等が含まれる。また、銀行持株会社を通じた子銀行への間接的な資本参加も可能とする(子銀行と連名での計画の提出等を義務付け。)

(2) 主務大臣は、申請金融機関等が提出する経営強化計画等を審査し、要件を満たす場合に限り、株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

(注) 株式等の種類

銀行の場合は、普通株式への転換権が付された議決権制限優先株式。(ただし、基準値未満行については普通株式も可能とする。)

計画に結果責任の記載がある銀行の場合は、取締役等選解任議決権付優先株式。

それ以外の銀行の場合(抜本的な組織再編成の場合や組織再編成特別措置法で認められている障壁除去のための資本補填の場合)は、優先株式。

協同組織金融機関の場合は、優先出資、劣後ローン。

(3) 協同組織中央金融機関による優先出資等に係る信託受益権等の買取り
(組織再編成特別措置法で措置されている枠組みと同じ)

主務大臣は、協同組織中央金融機関がその会員の協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託等する場合で、平成 20 年 3 月 31 日までに、協同組織中央金融機関から信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、経営強化計画等を審査し、要件を満たす場合に限り、信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。

3. 経営強化計画(計画)の内容

収益性・効率性等の数値目標

数値目標を達成するための方策

責任ある経営体制の確立に関する事項(計画を連名で提出する銀行持株会社等における経営体制の確立を含む)

業務執行に対する監査・監督の強化策、法令違反行為の防止機能の強化策、情報開示の拡充策等

信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

中小企業向けを中心とした顧客ニーズに対応した商品の充実等信用供与の円滑化に資する方策や早期事業再生に向けた取組み等地域経済の活性化に資する方策及びその進捗を評価するための指標

〔自己資本比率が基準値未満の金融機関〕経営責任及び株主責任の明確化に関する事項

組織再編成を伴う場合：組織再編成の具体的内容及び実施時期

銀行法等の規定による認可の申請を行っていることを証する書類の添付を求める。

抜本的な組織再編成を伴わない場合：計画の終期において数値目標が達成されない場合の経営責任の明確化（結果責任）に関する事項（計画を連名で提出する銀行持株会社等における経営管理責任の明確化を含む）

計画の実施期間（3年以内）

株式等の引受け等を求める額及びその内容

4．株式等の引受け等の決定の要件（国の資本参加に当たっての審査基準）

申請金融機関等について、『抜本的な組織再編成の場合』と、『その他の場合』に区分し、一部異なる要件を設定。

イ)『抜本的な組織再編成の場合』：合併、営業の全部譲渡、会社の分割による営業の全部承継の場合（ただし、当事者の一方が基準値以上である場合に限る。）

ロ)『その他の場合』：営業の一部譲渡や主要行と地域金融機関の合併等の場合、組織再編成を伴わない場合

収益性・効率性等の向上が見込まれること。

収益性や効率性の相当程度の改善、不良債権の処理の進展が見込まれるかを確認。計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

計画の円滑かつ確実な実施がなされるよう、準備等が進められているかを確認。

地域における金融の円滑化が見込まれることその他地域経済の活性化のために適切なものであること。

信用供与の円滑化のための方策や地域経済の活性化に資する方策について進捗が見込まれるかを確認。

公的資金の回収が困難でないこと。

剰余金の積み上げの見通し等や国が引き受ける株式の商品性を勘案。

適切な資産査定がなされていること。

会計監査人による監査等、検査による確認。

破綻金融機関、債務超過の金融機関等でないこと。

『抜本的な組織再編成の場合』：抜本的な組織再編成がなされていること。

『その他の場合』：経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること。

申請前の事業再構築努力（組織再編成、リストラ等）を勘案。特に主要行については最大限の資本の自力調達努力がなされているかを勘案。

地域経済にとって存続が不可欠であること。

【銀行】『その他の場合』〔基準値未満の銀行〕当該地域の経済において主要な役割を果たしている銀行又はその競合行であるか、資本の自力調達が当該銀行の経営実態に応じて適切かつ相当程度に行われているかを勘案。

【協同組織金融機関】会員の出資及び中央機関等による優先出資等の引受け等が当該協同組織金融機関の経営実態に応じて適切かつ相当程度に行われているか、当該協同組織金融機関が地域密着の事業展開に重きを置いているかを勘案。

株式等の引受け等が申請金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし計画の実施のために必要な範囲であること。

申請金融機関等がリスクをとって地域等で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準が確保されているか等を勘案。

(注)『その他の場合』であって、資本増強額が組織再編成特別措置法で認められている障壁除去の範囲に止まる場合には、責任ある経営体制の確立等を求めつつ、組織再編成特別措置法と概ね同様の要件で資本参加。

5. 計画の履行を担保するための措置

国が資本参加する金融機関等が着実に計画を履行し、経営改革を進め、本制度の目的に沿って金融機能を発揮するよう、以下の枠組みを整備。

計画の公表

資本参加決定時の計画公表、計画の履行状況の定期的な公表を義務付け。

監督上の措置

計画の履行を確保するため、報告又は資料の提出、計画に記載された措置であって計画に従って実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずること等を可能とする。

計画の改定等

計画の実施期間が終了した場合には、計画の改定を義務付け、当初の計画と同様の手続きの下で審査。

なお、予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等の組織再編成その他計画の変更を行うことについてやむを得ない事情がある場合には、変更の可否も含め審査。

計画の審査

当局による計画の審査において、原則として、金融機能強化審査会（金融、法律、会計等の有識者5名以内（非常勤））の意見を聴取。

6. 財源等

- (1) 預金保険機構は、必要に応じ、資金の借入れ又は預金保険機構債券の発行をできることとする。
- (2) 預金保険機構の借入れ又は債券に対し、政府保証を付することができることとする（16年度予算：2兆円）。
- (3) 預金保険機構に設ける金融機能強化勘定で経理（勘定廃止の際、残余があるときは国庫に納付。）。

(注) 金融再生勘定、金融機能早期健全化勘定と同じ。

7. その他

議決権制限株式の発行制限の特例及び優先出資の発行制限の特例を設けるなどその他所要の規定を整備。